

第 1 章

土 地

# 第 1 章 土 地

## 位置及び面積

本府の極所の地名及び経緯度をみると、極東は枚方市大字穂谷(東経 135°44'48")、極西は泉南郡岬町多奈川小島(東経 135°05'36")、極南は同じく岬町多奈川西畑(北緯 34°16'19")、極北は豊能郡能勢町天王(北緯 35°03'05")で、その直線距離は東西 60.0 km、南北 86.5 kmに及んでいる。

また、本府の大半は摂津平野、河内平野、和泉平野を合わせたいわゆる大阪平野で占められ、北部は京都府、東部一帯は生駒、金剛の両山地を隔てて奈良県に接し、南部は和泉山脈を境として和歌山県に、西部では兵庫県にそれぞれ接している。また、大阪市以南の西部では大阪湾に臨んでいる。

平成 15 年 10 月 1 日現在の大阪府の面積は、1893.73k m<sup>2</sup>で、我が国の総面積 37 万 7899.20k m<sup>2</sup>のわずか 0.5%となっている。

## 地勢及び地質

大阪平野の中心をなす大阪市及びその周辺地域は、淀川、大和川の営む堆積作用によって生まれた土地であり、上町台地一帯を除いては概して低地である。

奈良県及び和歌山県と境を接する金剛山地は本府東南に起こり、延々地を北にはせ生駒山地と結んでいる。金剛、葛城、信貴、生駒の諸山はこれらに属している。

また、本府南部には和泉山脈があつて支山脈が東北に走り、七越、槇尾、天野の諸山が起伏し、北部では中国山脈の余勢が南に伸び能勢、箕面、龍王の諸山を擁し、その姿はいずれも優美で人々に親しまれている。

淀川は、その源を滋賀県の琵琶湖に発し、瀬田川、宇治川となつて京都府を貫流し、途中、木津川、桂川を合わせたところより本府北東部に入り、毛馬より二つに分かれ、西へ淀川(昭和 10 年 4 月 1 日から名称変更 旧名称新淀川 以下同様)、南に流れては中之島をはさみ、旧淀川(大川・堂島川・安治川)、土佐堀川となり、合流して大阪湾に注いでいる。

また、これらの河川を利用して、豊臣秀吉が 1585 年に東横堀川等を、また松平忠明が 1615 年に安井道頓に命じて道頓堀川を開かせるなど、10 数余の疎水路が設けられて"水の都"として大いに栄えた。

大和川は、奈良県に起こり、金剛山地と生駒山地の間を流れて府域に入り、藤井寺市で石川と合流し、西に流れて大阪市と堺市、松原市との間を縫って大阪湾に注いでいる。

また、この水系以外の主要な水系として石津川、大津川、榎井川、男里川等の諸水系がある。

池沼は、府内に約 1 万 2000 か所点在するが、多くは田畑の灌がい用に供せられるもので、そのうち規模の大きなものとして、多目的ダムとして建設された滝畑ダム(河内長野市)をはじめ、久米田池(岸和田市)、狭山池ダム(大阪狭山市)、光明池(和泉市)の水面積 40ha 前後の池があり、そのほかでは大野池(和泉市)、堀河ダム(泉南市)などの水面積 20ha 前後の池などがあげられる。

本府の地質の最大面積を占めるものは、第 4 紀古層及び第 4 紀新層であつて、和泉沿海の地方は主として前者に属し、摂津南部及び河内平坦部は後者に属している。また、これに次ぐものは摂津中央部、河内東北部及び和泉中央部より河内南部にわたる第 3 紀層と、河内、和泉の山間部の片麻岩層及び和泉の砂岩層とである。なお、花こう岩層は河内東北部の山間及び摂津北部に分布し、秩父古生層は摂津北部においてみただけとなっているほか、安山岩は大和川支流の原川上流の河内の山間において、また、石灰岩は摂津北部の山間にわずかにみられる。

## 行政区の変遷

明治元年、新政府の地方官庁として、大阪鎮台が設置され、新政が開始されたが、間もなく大阪裁判所と改称された。同年 5 月、府藩県制の制定により、大阪裁判所を改称し大阪府が設置された。その後、同年 6 月に堺県が、更に翌 2 年 1 月には摂津県、河内県が、それぞれ大阪府から分離独立し、府の管轄区域は大阪市街地のみとなった。同 4 年 11 月、地方府県の大改革が行われ、摂津の諸県が廃止され、新しい大阪府が設置された。同 14 年 2 月には堺県を廃し大阪府に統合。これより先、堺県に奈良県を統合していたので、大阪府の管轄地は新たに河内、和泉、大和の三国が加わることとなり、大阪府史上で最大のものとなった。しかし、同 20 年 11 月、奈良県が大阪府から離れて再設定され、摂津 7 郡と河内・和泉 2 国を管轄地とする大阪府の区域が確定した。

以降、現在まで本府の行政区域については昭和 33 年 4 月に京都府南桑田郡榎田村が高槻市に、亀岡市の一部が豊能郡東能勢村(現豊能町)に編入された以外は、変っていない。

府内の市町村については、幾多の統廃合が行われた。特に、明治 22 年 4 月の市制、町村制の施行、昭和 28 年 10 月の町村合併促進法の施行、及び昭和 40 年 3 月の、市町村の合併の特例に関する法律の施行により、市町村数は減少し、平成 16 年 3 月 31 現在、33 市 10 町 1 村となっている。

